

訪問看護（介護保険・医療保険）の加算内容説明 令和6年改定～

介護保険（訪問看護・予防訪問看護）の加算

項目	内容
特別管理加算Ⅰ/予防特別管理加算Ⅰ (1月につき)	厚生労働省が定める特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定
特別管理加算Ⅱ/予防特別管理加算Ⅱ (1月につき)	厚生労働省が定める特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定
緊急時訪問看護加算・ 予防緊急時訪問看護加算（1月につき）	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定
ターミナルケア加算 (死亡月)	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡前24時間以内にターミナルケアを行ったときに、死亡月に1回算定
夜間・早朝加算	ケアプラン上のサービス開始時刻が夜（18～22時）早朝（6～8時）に算定
深夜加算	ケアプラン上のサービス開始時刻が夜（22～6）時に算定
長時間訪問看護加算	1時間30分以上の場合の訪問看護を算定した場合
退院時共同指導加算	入院中に、退院・退所に向けて退院後の在宅療養についての指導を病院・施設職員と共同で実施し文書で提供する場合に算定
初回加算Ⅰ	退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定
初回加算Ⅱ	退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定
口腔連携強化加算	口の健康状態を観察した時に1カ月に1回算定
複数の看護師等の加算30分未満の場合	サービス計画上、1人の利用者様に同時に複数の看護師が訪問を行うごとに毎回算定
複数の看護師等の加算30分以上の場合	
複数の看護補助者等の加算30分未満の場合	
複数の看護補助者等の加算30分以上の場合	
サービス提供体制強化加算	訪問看護1回につき6単位を算定

医療保険の加算 *10割での料金で表記

項目	内容
24時間対応体制加算	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定
特別管理加算	特別な管理を要する利用者様に、常時対応できるよう管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定
特別管理加算 (重症度等の高いもの)	重傷者管理加算対象者の利用者様で、気管カニューレ、留置カテーテル等の管理を行うことに対して1ヶ月1回算定
退院時共同指導加算（1回）	入院中に、退院・退所に向けて退院後の在宅療養についての指導を病院・施設職員と共同で実施し文書で提供、または情報通信機器を用いて行う場合に算定
退院時共同指導加算（2回）	
特別管理指導加算	退院・退所後に訪問看護を導入しようする場合で、特別な管理を要する利用者様に、退院時指導を行った場合に対して1回算定
退院支援指導加算(1回)	難病・重傷者加算対象の利用者様に対して退院日に在宅療養指導を行った場合に算定
在宅患者連携指導加算	訪問診療医・歯科医・薬局と月2回以上情報共有を行い、指導を行った場合1ヶ月2回に算定
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1回/月）	利用者様の病状変化時・診療方針変更に伴い主治医が開催したカンファレンスに参加し利用者・ご家族に指導を行った場合月2回限り算定
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（2回/月）	
訪問看護情報提供療養費1	利用者の居住地市町村・保健所・指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者等に対して、情報提供を行った場合1ヶ月1回算定
訪問看護情報提供療養費2	18歳未満の利用者の教育諸学校への入学・転学時に対して情報提供を行った場合1ヶ月1回算定
訪問看護情報提供療養費3	利用者の保険医療機関に対して情報提供を行った場合1ヶ月1回算定
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合1ヶ月1回算定
乳幼児加算（1日につき）	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護師が指定訪問看護を行った場合に算定
	6歳未満の乳幼児で厚生労働大臣が定めるものに対して訪問看護師が指定訪問看護を行った場合に算定
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡前14日以内に月2回以上ターミナルケアの支援体制を行ったときに、死亡月に1回算定
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者様に対し、死亡前14日以内に月2回以上ターミナルケアの支援体制を行ったときに、死亡月に2回算定
長時間訪問看護加算（週1回）	人工呼吸器等特殊な機械を装着し長時間訪問看護を必要とする場合に算定（15歳未満の超重症児又は準重症児の場合は週3回を限度とする）
緊急訪問看護加算（月14日目まで1日につき）	利用者又はその家族等の求めに応じて、在宅支援診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示に基づき、訪問看護師が緊急に指定訪問看護を行った場合に算定
緊急訪問看護加算（月15日日以降1日につき）	

夜間・早朝訪問看護加算（1回につき）	夜間は午後6時～10時、早朝は午前6時～8時までに 訪問看護を行った場合に加算
--------------------	--

深夜訪問看護加算（1回につき）		午後10時～午前6時までに訪問看護を行った場合に加算
数回訪問加算（1日）	同一建物内 1人・2人	特別な管理を必要とする利用者で厚生労働者が定める状況等にあるものが対象
	同一建物内 3人以上	
訪問加算（1日）	同一建物内 1人・2人	
	同一建物内 3人以上	
看護・介護職員連携強化加算（実施時）		主治医の指示の下介護職員等に喀痰吸引等の業務の支援を行った場合に加算
		同時に複数の看護師等による指定訪問看護を行った場合に算定
保健師・助産婦看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士による場合	同一建物内 1人・2人	
	同一建物内 3人以上	
准看護師による場合	同一建物内 1人・2人	
	同一建物内 3人以上	
看護補助者による場合	同一建物内 1人・2人	
	同一建物内 3人以上	
看護補助者による場合	1日1回・同一建物内1人・2人	当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に指定訪問看護を行った場合に算定（別に厚生労働大臣が定める場合）
	1日1回・同一建物内3人以上	
	1日2回・同一建物内1人・2人	
	1日2回・同一建物内3人以上	
	1日3回・同一建物内1人・2人	
	1日3回・同一建物内3人以上	

精神科訪問看護基本療養費の加算

精神科緊急訪問看護加算（月14日目まで1日1回）		利用者又はその家族等の求めに応じて、在宅支援診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示に基づき、訪問看護師が緊急に指定訪問看護を行った場合に算定
精神科緊急訪問看護加算（月15日目以降1日1回）		
精神科長時間訪問看護加算（週 1 回）		厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し保健師等が長時間にわたる指定訪問看護を行った場合
ハイリスク妊産婦連携指導料1		診療方針等に係るカンファレンスを概ね2か月に1回の頻度で開催して、訪問看護師が参加した場合に月1回算定
保健師・看護師+他の保健師・看護師・作業療法士による場合	1日1回・同一建物1人・2人	同時に複数の看護師等による指定訪問看護を行った場合に算定
	1日1回・同一建物3人以上	
	1日2回・同一建物1人・2人	
	1日2回・同一建物3人以上	
	1日3回・同一建物1人・2人	
	1日3回・同一建物3人以上	
保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問を行う場合	1日1回・同一建物1人・2人	
	1日1回・同一建物3人以上	
	1日2回・同一建物1人・2人	
	1日2回・同一建物3人以上	
	1日3回・同一建物1人・2人	
	1日3回・同一建物3人以上	
看護師+看護補助者・精神科	同一建物内1人・2人	
	同一建物内3人以上	
夜間・早朝訪問看護加算（1回につき）		
深夜訪問看護加算（1回につき）		午後10時～午前6時までに訪問看護を行った場合に加算
精神科複数回訪問加算	1日2回・同一建物1人・2人	主治医の指示に基づき1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合に算定
	1日2回・同一建物3人以上	
	1日3回・同一建物1人・2人	
	1日3回・同一建物3人以上	